

項 目	補修用製品の製造について
1 内容	<p>当社が過去に製造し現在製造を終了している浴槽用電気気泡発生器(特定電気用品)について、エアーポンプを含む電気機能部分について、補修交換部品として製造する必要が生じました。</p> <p>本製品はエアーポンプを含む電気機能部、電動バルブ、リモコンで構成されており、電気機能部は当該電気用品の主要な部分をほとんど含むユニットとなります。</p> <p>この場合、製造事業として電安法の手続きが必要でしょうか。</p>
2 回答	<p>「浴槽用電気気泡発生器」の製造事業として、事業届出、適合性検査等の義務の履行が必要です。</p> <p>(理由)</p> <p>補修用交換部品ですが、元の製品の安全確保に係る主要な部分をほとんど含んでいますので、元の製品と同じ電気用品を製造するものとみなすことが妥当と考えられます。</p>